

堺市生活困窮者自立支援事業について（平成27年度）

自立相談支援機関

◆自立相談支援事業

堺市生活・仕事応援センター
「すてっぷ・堺」
(堺市総合福祉会館内)

- ・主任相談支援員(1名)
- ・相談支援員(6名)
- ・就労支援員(1名)

・経済的な要因や社会的孤立などで生活に困窮している人に対し、アウトリーチも含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援。

・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して一人ひとりの状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげる。

・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う。

・関係機関とのネットワークづくりに取り組む。

本人の状況に応じた支援

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な方

◆「住居確保給付金」の支給

・離職等により住宅を失った方又は失うおそれのある方の就職活動を支えるため家賃費用を支給(最長9か月)※資産・収入要件あり

就労に向けた支援

就労に一定期間を要する方

◆就労準備支援事業

・就労に向け、日常生活自立、社会自立、就労自立に関する支援により、基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施(最長1年)※資産・収入要件あり

なお一般就労が困難な方

就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある方

◆就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な方に対し、認定就労訓練事業所における支援付きの就労・訓練の場を提供
※社会福祉法人、NPO法人、営利法人等の自主事業として実施

一般就労へ(必要に応じて自立相談支援機関が支援)

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な方

◆一時生活支援事業

・一定の住居を持たない方に対し、支援方針決定までの間、緊急的に宿泊場所等を提供
※資産・収入要件あり

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

◆学習支援事業

・貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯、生活保護受給世帯の高校生等の子どもに対し、学習できる環境を整備し、家庭教育を補完
※利用要件あり

その他の支援

◆生活困窮者自立支援法に基づく他の支援

◆他の制度による支援事業・支援機関へのつなぎ・連携等

◆民生委員等によるインフォーマルな支援